

和歌山県眼科医会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は和歌山県眼科医会と称する。本会の事務所は和歌山県内に置く。

(目的及び事業)

第2条 本会は医道の高揚、研鑽、公衆衛生の啓発指導、社会保険の健全な発達及び会員の相互の親睦を目的とし、各種の事業を行う。

(会 員)

第3条 本会は原則として和歌山県において眼科診療に従事する医師をもって構成する。

第4条 本会に入会しようとするものは所定の申込書を本会に提出し、会長の承認を得なければならない。また届出事項に異動の生じたとき、又は退会する場合も届出しなければならない。

2 本会の会員は同時に公益社団法人日本眼科医会会員となるものとする。

3 本会の会員は会費を負担し、本会の会則及び総会の議会に従わなければならない。

4 本会の会員で病院開設者または管理者は和歌山県医師会に属するものとする。

(役員その他の機関)

第5条 本会に以下の役員を置く。

会 長 1名

副会長 3名以内

理 事 若干名

監 事 2名

2 会長、副会長は理事とする。

第6条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時はあらかじめ会長の定めた順位によりその職務を代理する。

3 理事は会長の旨を受け会務を管掌する。

4 監事は本会の会務を監査する。

第7条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは補充することができる。ただし、補欠により就任した役員任期は前任者の残任期間とする。

第8条 本会には顧問若干名を置くことができる。顧問は役員会の議を経て会長が委嘱する。

2 顧問は名誉職として任期は会長の在職期間とする。ただし、再任は妨げない。

(役員選挙)

第9条 会長は総会において出席会員が選び、副会長、理事及び監事は会長が指名又は推薦し、総会の承認を得て委嘱する。

(会 議)

第10条 会議は定期総会、臨時総会、役員会、理事会とする。

第11条 定期総会は毎年1回会長が招集し、庶務会計の報告及び必要事項の付議をおこなう。

2 臨時総会、役員会、理事会は必要に応じ会長が招集する。

3 ただし会員3分の1以上の請求があった場合は、会長は臨時総会を開かねばならない。

第12条 会議はその会議を構成する会員の3分の1以上の出席がなければ成立しない。
ただし、委任状を提出したものは出席とみなす。

第13条 総会の議決は出席会員の過半数の同意を要する。ただし可否同数の場合は議長が決める。

第14条 本会には、議長1名、副議長1名を置く。

2 議長及び副議長は、総会において出席会員が選ぶ。

3 議長は総会を主宰する。

4 副議長は、議長に事故があるときはその職務を代理する。

5 議長及び副議長の任期は、役員の任期と同じとする。

(会計)

第15条 本会の経費は会費、寄付金その他の収入をあてる。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終る。

(会費及び負担金)

第17条 会費及び負担金については、会員をA会員、B会員、C会員に分け、その定義については公益社団法人日本眼科医会定款施行細則に準ずる。

2 前項に定める各会員の会費及び負担金の額については、総会で定める。

(会費及び負担金の減免)

第18条 満80歳に達した本会会員で、会員である期間が通算10年以上の者に対しては、会費及び負担金を免除することが出来る。

2 会員が疾病その他の理由により長期にわたって診療不能の状態にある場合には、療養期間中の会費及び負担金を免除することが出来る。

(会則の変更)

第19条 本会の会則変更は総会において出席会員の3分の2以上の同意を要する。

(雑則)

第20条 公益社団法人日本眼科医会代議員、予備代議員の選出は日眼医の選出規定に基づき選出する。

第21条 本会の慶弔規定に関しては内規によるものとする。

第22条 本会に賛助会員を置くことができる。入会手続き及び資格等については内規によるものとする。

(付則)

第23条 会務執行上必要がある時は別に細則を設けることができる。

2 細則は理事会の議を経て、会長が総会に報告する。

第24条 本会則は平成3年12月15日より実施する。

本会則は平成6年12月18日より一部改定施行する。

本会則は令和7年12月15日より一部改訂施行する。

(内 規) 内規の変更は理事会の議決による。

内規1 慶弔に関する内規

- 第1条 10年以上本会会員であって、満80歳に達した者を総会で名誉会員に推薦し、記念品を贈呈する。
- 第2条 本会会員が叙勲褒賞された場合、吉日を選び本会主催で有志による祝賀会を催す。(ただし、記念品贈呈を以ってこれに代えることもある。)
- 第3条 本会会員及び一親等家族の死せる場合は、次のとおり弔意を表す。
- 1 A会員死亡のとき、香典2万円または生花とする。
 - 2 B、C会員死亡のとき、香典1万円または生花とする。
 - 3 名誉会員死亡のとき、香典2万円または生花とする。
 - 4 一親等家族(配偶者、両親、子供)死亡のとき、または会員が喪主の場合、香典1万円または生花とする。

内規2 賛助会員に関する内規

- 第1条 賛助会員は会員外のものより特に本会に協力するものを理事会の推薦により会長がこれを承認する。
- 第2条 賛助会員は役員に立候補することができない。
- 第3条 賛助会員は総会の議決に加わることができない。
- 第4条 賛助会員の期間は役員の任期中とする。
- 第5条 賛助会員からも会費を徴収することとする。会費はA会員に準ずる。
- 第6条 賛助会員には和歌山県眼科医会が発行する会報誌が配布される。
- 第7条 賛助会員は和歌山県眼科医会との共催にてセミナーを開催することができる。